新潟市市民活動支援センター管理運営要領

< 平成 1 6 年 1 1 月 9 日 部長決裁 > < 平成 2 5 年 3 月 2 7 日 部長決裁 > < 平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日 部長決裁 > < 平成 2 9 年 6 月 1 日 部長決裁 > < 令和 3 年 8 月 3 1 日 部長決裁 >

1 趣旨

この要領は、新潟市市民活動支援センター条例施行規則(平成16年規則第41号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づき、新潟市市民活動支援センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 休館日等

(1) 休館日等

規則第2条ただし書の市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- ア 施設の点検,整備等に伴う臨時休館
- イ災害その他やむを得ない事由のあるとき。
- (2) 退館

利用者は閉館時間までに確実に退館しなければならない。

3 センターを利用することができる者

条例第3条第1項第2号の市長が適当と認めるものは、次のとおりとする。

- ア 企業等の市民公益活動団体ではない団体であって、公益的な活動を行う者又はそれらを支援 する者などセンターを利用することが適当と認められるもの
- イ 事務ブース利用者の来客者
- ウ 情報を収集しようとする者などセンターを利用することが適当と認められる者
- 4 有料施設(事務ブース)の利用承認
 - (1) 事務ブース
 - ア 事務ブースの利用承認については、新潟市市民活動支援センター事務ブース利用承認 要領(平成16年11月9日部長決裁)によることとする。
 - イ 事務ブースの利用の承認を受けた者は、当該承認を受けた事務ブースを利用するにあ たって事前に配付する注意事項を遵守しなければならない。また、来客者に対しても当 該注意事項の遵守を働きかけなければならない。
 - ウ 使用料の納付方法は、市長が発行する納付書により指定金融機関で納付する方法とする。ただし、所定の出納員又は分任出納員に納付することを妨げない。
 - エ 条例第6条ただし書きの市長が特に認めた場合とは、次のとおりとする。
 - ① 当該ブースの利用期間後に、他に利用を希望するものがいない場合
- 5 有料施設(事務ブース)以外の利用承認

- ア ミーティングスペース,研修室,キッズスペース,作業室,ロッカー,団体連絡箱を利用しようとする者は,センター利用団体登録を行わなければならない。登録は新潟市市民活動支援センター利用団体登録申出書(要領様式1)を提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する団体は、登録することができない。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的と する団体
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職をいう。 以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ⑤ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- イ ミーティングスペース, 研修室, キッズスペース, 作業室を利用しようとするときは, 事前予約をし, 承認を得たうえで利用しなければならない。予約及び承認は, 口頭でで きるものとする。
- ウ 施設の利用にあたっては、「利用のきまり」を遵守するものとする。
- 6 飲食・火気の使用に関する所定の場所

条例第10条第3号における指定された場所とは,飲食はミーティングスペース,研修室, 事務ブース並びにキッズスペースとし,火気を使用できる場所は定めないこととする。

7 販売行為等の承認

- (1) 条例第10条ただし書きの市長の許可を受けた場合とは、次のいずれかに該当するものとして、市長が許可をした場合をいう。
 - ア 事務ブース利用者が発行する書籍・資料の販売、事務ブース利用者に対する寄付の収受等、事務ブース利用者が市民公益活動を行う上でやむを得ず必要と認められる場合
 - イ センター内で開催するセミナー等で、参加費等を徴収する場合(ただし、その場合は、 実費やその他開催にかかる経費を賄う程度の額を上限とする)
 - ウ センター内で開催するセミナー等において、当該セミナー等で必要な書籍・資料等を販 売する場合
 - エ 市が委嘱, 共催, 後援している団体が行う公益上必要と認められるチャリティ事業等の 場合
 - オ 災害被災者等を支援するために募金等を実施する場合
- (2) 販売行為等を行おうとする者は、その都度、事前に新潟市市民活動支援センター販売行 為等許可申請書(要領様式2)を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、 前号アの場合に限り、許可を申請する年度に複数回実施する販売行為等については、期間 を定めて許可を受けることができる。

(3) 前号の規定により許可を受けた者が、当該許可の期間外に、当該許可を受けた販売行為 等と同じ内容のものを同一年度内に行う場合に限り、新潟市市民活動支援センター販売行 為等承認申出書(要領様式4)をその都度、事前に提出することにより、販売行為等の許 可を受けたものとみなすことができる。

8 行為の禁止

条例第10条第7号の市長がセンターの管理上支障があると認める行為は、市民公益活動に直接関係しない営利を目的とした行為又はそれらを支援する行為とする。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

新潟市市民活動支援センター利用団体登録申出書

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長 下記のとおり利用団体の登録を申し出ます。

			記		公開不可	に× ※1
1)	団体	フリガナ 名称			公開	必須
		所在地	Ŧ			
			TEL:	FAX:	TEL	
		連絡先	メールアドレス:		FAX	
					メール	
2	法人格(法	と人の種類)	無 · 有()	_	_
3	団体設立	年月日	年 月 日	④ 現会員数 名		
5	活動分野	▶※裏面参照1	主たる活動分野番号	従たる活動分野番号	公開	必須
6	活動目的	J			公開	必須
⑦ 活動内容			♥□ 仕って私中やごハュ. 7 次 吹 ナ ば ↓	41 マノギケい、(京で会開の)	公開	必須
		w (= \) ,	※団体の活動内容が分かる資料を添作 □ホームページ □ツイッター □コ			
8	団体情報· (複数選	発信ツール 建択可)	アドレス・アカウント(
9	代表者	フリガナ 氏名			公開	必須
		住所	₸			
			TEL:	FAX:	TEL	
		連絡先	メールアドレス:		FAX	
					メール	
10	お問合					
	せ・連 絡者	: r 6				
		住所	Ŧ			
			TEL:	F A X :	TEL	
		連絡先	メールアドレス:		FAX	
					メール	

11)	〕 センターとの連絡担当者(該当する□に☑の上、(1)~(5)の該当項目を記入ください)								
□代表者と同じ ((4)・(5)のみ記入) □主たる連絡者と同じ ((4)・(5)のみ記入) □その他 ((1)~(5)を記入。情報は非公開。)									
	(1)氏名								
	(2)住所	〒							
	(3)連絡先	TEL: FAX: メールアドレス:							
	(4)電話対応が 可能な曜日、 時間帯								
		表者、⑩主たる連絡者の連絡先が、全て公開不可の場合、 い合わせに対し、⑪センターとの連絡担当者の連絡先を教えてよろしいでしょうか。							
	□ 可 【連絡先	の優先順位(TEL・FAX・メール)】							
	1番目	() 2番目() 3番目()							
	□否 ※2								
_	センターメーリング リスト用アドレス (複数選択可)	□団体 □代表者 □主たる連絡者 ☑ センターとの連絡担当者 □その他(
13	貸しロッカー・レ	希望する□に☑							
ターケース申込み		【貸しロッカー】□申込む □申込まない 【レターケース】□申込む □申込まない							

- ※1 公開の可否は、あとで変更することも可能です。
- ※2 センターに団体へのお問合せがあった場合、相手に連絡先を教えることについて、否の場合は、その都度、センターより、センター連絡担当者へご連絡いたします。

(参 照1)活動分野一覧

分野番号	活動分野					
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動					
2	社会教育の推進を図る活動					
3	まちづくりの推進を図る活動					
4	観光の振興を図る活動					
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る 活動					
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を					
0	図る活動					
7	環境の保全を図る活動					
8	災害救援活動					
9	地域安全活動					
10	人権の擁護又は平和の活動の推進を図 る活動					
11	国際協力の活動					
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動					
13	子どもの健全育成を図る活動					
14	情報化社会の発展を図る活動					
15	科学技術の振興を図る活動					
16	経済活動の活性化を図る活動					

分野番号	活動分野
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充
17	を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
	前各号に掲げる活動を行う団体の運
19	営又は活動に関する連絡、助言又は援
	助の活動
	前各号で掲げる活動に準ずる活動と
20	して都道府県又は指定都市の条例で
	定める活動

(参 照2)団体の活動内容がわかる資料類

・会則,規約,定款など
・会員名簿(※役員名簿のみでも可)
・予算書, 決算書
・活動実績(チラシなど)
・事業計画書など
・会の案内
(パンフレット, リーフレットなど)

新潟市市民活動支援センター販売行為等許可申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地 申請者 団体名 代表者名 電話番号 (担当者:

下記のとおり, 販売行為等の許可を申請します。

記

販売行為等の	(該当する□に √ を入れてください)
内容	□ ア 事務ブース利用者が発行する書籍・資料の販売,事務ブース利用者に対する
	寄付の収受
	□ イ セミナー等における参加費等の徴収
	(実費やその他開催にかかる経費を賄う程度の額を上限とします)
	□ ウ セミナー等に必要な書籍・資料の販売
	□ エ 市が委嘱, 共催, 後援している団体が行う公益上必要と認められるチャリテ
	イ事業
	□ オ 災害被災者等を支援するための募金の実施
実施日	年 月 日
具体的な内容	・販売行為等について、「何のために」、「どのようにして行うか」、「販売する物・価格」等を書いてください。(ほか、販売行為等にかかる収支状況や、販売行為等の内容がわかる資料(チラシ・パンフレット等)があれば添付してください。)
その他特記事	
項	

新潟市市民活動支援センター販売行為等許可書

 第
 号

 年
 月

 日

様

新潟市長

年 月 日付で申請のあった販売行為等について,下記のとおり,許可をします。

記

販売行為等の	□ ア 事務ブース利用者が発行する書籍・資料の販売,事務ブース利用者
内容	に対する寄付の収受
	□ イ セミナー等における参加費等の徴収 【実費やその他開催にかかる経費を賄う程度の額を上限とします 】
	□ ウ セミナー等に必要な書籍・資料の販売
	□ エ 市が委嘱, 共催, 後援している団体が行う公益上必要と認められる
	チャリティ事業
	□ オ 災害被災者等を支援するための募金の実施
実施日	年 月 日
許可の条件等	

新潟市市民活動支援センター販売行為等承認申出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

申請者 団体名

代表者名

電話番号

担当者:

Tel -

下記のとおり, 販売行為等の承認を申し出ます。

記

許可	文書番号	1.		第	号	
書	許可日			年	月	日
実	施 日			年	月	日
具体的	的な内容		変更なし	,		
(該当	í†3□に 	')				下に記載してください。変更内容が軽微許可申請書(要領様式2)の提出が必要
その何	也					
特記事項						

(以下、市処理欄)

上記の申し出について下記の通り処理してよろしいでしょうか。

処	理					決		裁			
<u> </u>	生	課	長	補	佐	係	長	担当	当		
□承認する											
□承認しない											
備考											